

1 障害者しごと相談・支援

身 知 精 難

児 者

働く意欲がありながら働く場所が得られない方のために、専門の就業支援担当者等による就労に向けての様々な支援や就労先についての情報提供、就職後の職場適応のための相談や助言が受けられます。

1 障害者就業・生活支援センター「ゆい」（恵泉会地域生活支援センター内）

登米市迫町佐沼字中江1-10-4 中江第1ビル 1-1号室
(☎0220-21-1011)

「働きたい」「働き続けたい」「今の仕事がうまくいかない」と思っている障がいのある方への支援や、障がいのある方を「雇用したい」と考えている事業所の皆様への雇用支援を行っています。

【巡回相談について】

石巻保健所登米支所などを会場に月1回巡回相談を行なっています。予約制ですので、障害者就業・生活支援センター「ゆい」までお申し込みください。その他、随時の相談も直接受け付けます（職業の斡旋ではないのでご注意下さい）。



2 ハローワーク迫（公共職業安定所）

☎0220-22-8609 登米市迫町佐沼字内町42-10

障がいのある方の求職の相談に応じる専門の窓口があります。

3 宮城障害者職業センター

☎022-257-5601 仙台市宮城野区幸町4-6-1

ハローワークが行う職業指導、紹介業務や事業主指導業務と密接に連携し、就職のための相談から就労後の助言等の一連の業務を行っています。

2 障害福祉サービス訓練等給付

就労に必要な、知識、能力の向上のための支援、援助を行います。詳しくは23・24ページをご覧ください。福祉事務所生活福祉課障がい福祉係、または、障害者就業・生活支援センター「ゆい」までお問い合わせください。

3 知的障害者職親制度

身 知 精 難

児 者

かなりの作業能力を有する知的に障がいのある方や、作業能力が病気のために低下した精神に障がいのある方に対し、生活指導及び技能習得訓練、環境適応訓練等を行うことにより就労に結びつけ、自立更生及び社会復帰の促進を図ることを目的としています。

職場への定着性を高めるために、原則として1年間（3年を限度として延長が可能）、市へ登録している職親のもとで、生活指導や技能習得訓練が受けられます。

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

障がいのある方の職業的自立を目的とした訓練を行っています。通校が困難な方のために寄宿舍も併設しています。

1 応募の資格

- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方、難病・高次脳機能障害等の方
- ・症状が固定しており、訓練に支障のない方
- ・就職の意思のある方

2 応募の手続き

事前にハローワークでの職業相談が必要です。入校願書の用紙はハローワークにあります。なお、具体的な募集日程等ご不明な点は、宮城障害者職業能力開発校のホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。

3 科目

対象	訓練職種	定員	訓練期間
身体障害 精神障害 その他の障害※ (知的障害を除く)	OA ビジネス科	10人	1 年
	Web デザイン科	10人	
身体障害	オフィス実務科	20人(10人×2回)	5 カ月
重度視覚障害	パソコン基礎科	10人(5人×2回)	6 カ月
精神障害	職域開発科 ・ オフィスワークコース ・ 物流サービスコース	20人(10人×2回)	6 カ月
知的障害	総合実務科	20人	1 年
委託訓練	企業、社会福祉法人、NPO 法人、民間教育訓練機関等に委託して行う短期の職業訓練（集合訓練、在宅訓練、実践能力習得訓練等）		

※「その他の障害」とは、難病・高次脳機能障害等で手帳をお持ちでない方も対象となります。（医師の診断書等が必要となります。）

4 経費

授業料は無料です。ただし、教科書購入費などは自己負担となります。公共職業安定所長の受講指示のある方は、雇用保険の延長または訓練手当が支給される場合があります。

5 所在地

仙台市青葉区台原5-15-1（☎022-233-3124）

【E-mail】 syokn@pref.miyagi.lg.jp

【URL】 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/miyashou/>



◀ ホームページ
QRコード

何らかのハンデキャップを持つ方々が、生活訓練及び作業活動を通して、社会参加の促進を目指しています。



中央障害者地域活動支援センター
よつ葉ハウス

〒987-0511
登米市迫町佐沼字錦108
TEL 0220-22-0222



米山障害者地域活動支援センター
ふれあいセンター

〒987-0321
登米市米山町西野四軒見通68-1
TEL 0220-55-4109



◇詳しくは各障害者地域活動支援センターまたは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。